

名簿登録者を指名停止

1 事案の概要

有限会社池田組の元役員は、同社の業務に関し、法定の除外事由がないにもかかわらず、令和7年3月4日、同社の資材置場において、廃棄物である木くずを焼却した。この行為が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、同社及び同社の元役員は、高松簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年5月17日にその略式命令が確定した。

このことは三木町建設工事指名停止等措置要綱別表第24号（業務に関する法令違反）に該当するので、同要綱第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者名、所在地及び指名停止期間

有限会社池田組 代表取締役 池田 直人

令和7年6月27日から令和7年9月26日まで（3か月間）